

施策番号	施 策 名			予算額(百万円)
113	男女共同参画社会の実現			136
【2010年度の目標】 個人の生き方、価値観が尊重されるなど男女平等についての意識改革が進み、実質的な男女平等社会が実現しています。男女共にあらゆる分野に参画する機会が確保され、家庭、地域、職場などにおいて男女共同参画が実現しています。また、男女共に多様な選択を可能とするための条件整備が整っています。				
項 目	基準年度の状況	1999年度実績	2001年度の目標	2010年度の目標
意識変革の推進	男女の固定的役割分担意識が存在します。(1992年度)	意識の改革を推進するため、フォーラム等の各種施策を実施	男女の固定的役割分担意識がいつそう解消しています	意識変革が進み、実質的な男女共同参画社会が実現しています。
県の審議会への女性登用率	15.6% (1997年6月)	24%	25%以上	おおむね50%

#### <これまでの取組>

三重県男女共同参画推進条例が平成12年10月13日に公布され、平成13年1月1日に施行されました。この条例の制定を目指した取組過程における「県民の意見を聴く会」(県内10箇所)の開催、制定後はアイリス21連携会議による「トップセミナー」や、女性センター、農林水産経営企画課との合同開催による「みえの男女2001」(2月23日開催予定)などの普及啓発活動を行いました。

今後は、条例に基づく「三重県男女共同参画審議会」を設置し、男女共同参画に関する基本計画について調査審議していきます。

また、急増しているドメスティック・バイオレンス等、夫婦関係や家庭内において人権が守られていない女性を対象に、婦人相談員等が指導助言を行うとともに、弁護士による専門的な相談を実施するなど、人権侵害に対する相談支援体制を推進しました。

農業委員の選挙が実施されるにあたり、女性の農業委員への登用推進を農業女性組織、関係団体と一体となり取り組みました。また、新たに、漁村女性アドバイザー制度の発足を図りました。

教育委員会では、男女共同参画社会について理解、認識を深めるため、学習会・講演会を実施しました。

#### <平成13年度の取組>

平成13年度においては、「三重県男女共同参画推進条例」に基づく基本計画を策定し公表することを目指して、審議会で検討するとともに、「県民の意見を聴く会」を開催します。

また、県庁各部局と連携して、審議会への女性委員の登用や、幹部職員として登用できる女性職員の人材を育成します。さらに事業を効果的に実施していくために、県民、事業者、各種団体、市町村と連携して、広く周知啓発を行っていきます。市町村に対しても基本計画策定への取組みを要請していくとともに協力支援をしていきます。

職場と家庭生活の両立を図るため、ファミリーサポートセンター設置の促進をすすめ、セミナー等を開催し、育児休業制度、介護休業制度等について周知し、その活用を促していきます。

急増しているドメスティック・バイオレンス対策として被害女性の相談窓口の充実や、一時保護的な救済施設等の受入体制を整備します。

「パートナーシップ指標」(農山漁村女性アドバイザーの育成、就業条件の整備、農業委員等役員への登用、定期的休日の確保、農産物直売等女性起業家支援等)の目的達成に向けて関係機関・団体の連携により推進を図ります。

男女の固定的役割分担意識を見直し、学校・家庭・地域等のあらゆる場において、男女共同参画社会をめざすための教育を推進していきます。

<主な事業>

- 1 男女共同参画連絡調整事業 (5,012(5,012)千円)  
【(101)男女共同参画社会総合推進事業】[生活部]  
三重県男女共同参画審議会に対して、男女共同参画に関する基本計画について調査・審議することを諮問します。
- 2 男女共同参画推進事業 (3,218(3,218)千円)  
【(101)男女共同参画社会総合推進事業】[生活部]  
三重県男女共同参画審議会の答申をもとに、男女共同参画に関する基本計画を策定します。
- 3 (新)男女共同参画推進啓発ビデオ制作事業 (5,938(5,938)千円)  
【(201)男女共同参画社会啓発推進事業】[生活部]  
県民、事業者の理解を深めるために、男女共同参画社会についてのビデオを制作し、市町村、団体等に資料として活用してもらいます。
- 4 人権バリアフリー教育推進事業 (2,400(2,400)千円)  
【(201)人権教育実践事業】[教育委員会]  
女性の人権などに対する基礎的な理解や実践的な力を高め意識面でのバリアを解消するため、研修会を実施します。
- 5 一時保護入所費 (10,497(6,049)千円)  
【(301)女性の人権尊重環境づくり事業】[健康福祉部]  
増加するドメスティック・バイオレンスの被害女性への対応を強化するため、一時保護所に夜間警備員を配置したり、必要に応じて他県移送を的確に行います。
- 6 きらめく農山漁村女性育成事業 (3,160(1,580)千円)  
【(501)農山漁村女性の経営等への参画推進事業】[農林水産商工部]  
アドバイザーの認定及び研修、商工関係の女性とのネットワーク化を推進します。農山漁村地域での登用状況等の調査、地域リーダー等への啓発、アドバイザーが主体的企画立案のシステムによる講座制研修を実施します。
- 7 女性センター事業 (18,911(18,911)千円)  
【(1001)アイリス21推進事業】[生活部]  
個人や、団体・グループの自主的な活動や交流を支援するため女性センターでシンポジウム等の各種事業を実施していきます。

<主な見直し項目>

行政改革の見直しにより、女性センター機能の効率化を行った。